

マナカ加盟店規約

第1条(総則)

本契約は、マナカ加盟店が、利用者との取引代金の決済に関してマナカ電子マネーを利用する場合、マナカ加盟店と当社との間の契約関係につき定めるものです。

第2条(用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。

- 「マナカ」とは、株式会社名古屋交通開発機構または株式会社エムアイシーが発行者を、金銭的価値等を記録することができるICカードをいいます。
- 「マナカ加盟店」とは、発行者がマナカ電子マネー取引に係る加盟店として指定した店舗等であって、本規約を承諾のうえ、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承認した者をいいます。
- 「マナカ電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、名古屋市の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
- 「ICカード等」とは、利用者がマナカ電子マネーを保管・利用するための、ICチップを内蔵する別表第1号のサービスワークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。
- 「発行者」とは、名古屋市がマナカ電子マネーの発行者として指定する会社もしくは組織をいいます。
- 「利用者」とは、発行者が定めるマナカ電子マネーに関する取扱規則(以下「マナカ電子マネー取扱規則」という)、または発行者以外の者が定める他社発行電子マネーに関する取扱規則に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。
- 「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等にマナカ電子マネーを積み増しすることをいいます。
- 「マナカ端末」とは、発行者の定める仕様を合致し、マナカ電子マネーおよび他社発行電子マネーの読取り、引取りおよび名古屋市が特に認めた場合は書き込みをすることができる機器(リーダ・ライター)(以下「端末」という)で、当社からマナカ加盟店に、設置および利用が許され、かつマナカ加盟店がマナカ電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいいます。
- 「移転」とは、ネットワーク、マナカ端末等を譲渡することにより、情報記録媒体に記録されている一定額のマナカ電子マネーを引取り、マナカ加盟店を引取り、マナカ加盟店またはマナカ端末と同額の金銭的価値が積み増されることをいいます。
- 「電子マネー取引」とは、利用者がマナカ加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務(以下「商品等」という)を購入しまたは提供を受ける際に、金銭等と換えマナカ電子マネーまたは他社発行電子マネーをマナカ加盟店のマナカ端末または移転した商品の代金を支払う取引をいいます。
- 「偽造」とは、発行者の承認をうけずに複製等により、マナカ電子マネーと同様または類似の機能を持つ電子的情報を作成することをいいます。
- 「変造」とは、発行者の承認を受けずにマナカ電子マネーに変更を加え、元のマナカ電子マネーと内容が異なり、かつマナカ電子マネーと同様または類似の機能を有する電子的情報を作成することをいいます。
- 「他社発行電子マネー」とは、発行者以外の者で名古屋市が別に指定する者が情報記録媒体に記録される金額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した金銭的価値をいいます。

第3条(マナカ加盟店)

- マナカ加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行う店舗又は施設(以下「マナカ取扱店舗」という)について、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。当社に当該指定を承認した場合、マナカ加盟店番号を付与します。申請内容等について変更を行う場合も同様とします。また、マナカ加盟店は、加盟店においてマナカ電子マネー取引を中止又は終了する場合、あらかじめ当社に所定の様式の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。
- マナカ加盟店は、すべてのマナカ取扱店舗内外の利用者の見やすいところに当社所定のマナカ加盟店標識等を提示するものとします。
- マナカ加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、遅滞なくその資料を提出するものとします。
- マナカ加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、マナカ電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、マナカ電子マネー取引の普及向上に協力するものとします。またマナカ加盟店は、当社よりマナカ電子マネーの利用促進施策およびこれにかかわる掲示物設置等の一要素を受けた時は、これに応じるものとしま
- マナカ加盟店は、名古屋市、当社およびそれらの委託者が、マナカ電子マネーの利用促進のために、マナカ加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにマナカ加盟店の名称、標章および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
- マナカ加盟店は、電子マネー取引に関する情報、マナカ端末その他の付帯設備、及びマナカ加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これらを第三者に使用させてはならないものとします。
- マナカ加盟店は電子マネー取引の運用にあたり関連法規等を遵守するものとします。
- マナカ加盟店は、マナカ電子マネー取扱規則の記載内容を承諾し、これに従い利用者等と電子マネー取引を行うものとします。
- マナカ加盟店は、本契約に定める義務等をマナカ加盟店の従業員、その他マナカ加盟店の業務を行う者が遵守するものとします。
- 10.当社は、マナカ加盟店の従業員、その他マナカ加盟店の業務を行う者が、電子マネー取引に関連して行った行為は、すべてマナカ加盟店の行為とみなします。
- マナカ加盟店が本契約及びマナカ電子マネー取扱規則又は他社発行電子マネー取引者向けの約款に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、マナカ加盟店はその一部の責任を負うものとします。
- マナカ加盟店は、当社が電子マネー取引のセキュリティ強化措置について改善を求めた場合には、これに応ずるものとします。
- マナカ加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途当社を通じて発行者の指定を得るものとします。

第4条(費用負担等)

マナカ加盟店は、マナカ加盟店標識、マナカ端末等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたマナカ加盟店標識およびマナカ端末等の代金は、マナカ加盟店または当社が本契約を解約または解除した場にも返還されないものとします。

第5条(届出事項の変更)

1.マナカ加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・マナカ取扱店舗および振込指定金融機関口座、業種、販売方法その他所定の書面に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により、当社への届出印を押印のうえ届け出、当社の承認を得るものとします。

2.前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、振込金等が滞著し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時にマナカ加盟店に到着したものとみなします。

第6条(地位の譲渡等)

- マナカ加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- マナカ加盟店は、マナカ加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、貸与し又は一切の担保に供しないものとします。
- 当社は、本契約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、マナカ加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条(業務の委託)

- マナカ加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
- 前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、マナカ加盟店は第三者に業務委託を行うことができるとします。
- 前項により当社が業務委託を承認した場合においても、マナカ加盟店は本契約に基づく義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した業務代行者が委託業務に関連して当社、名古屋市または発行者に損害を与えた場合、マナカ加盟店は業務代行者と連帯して当社、名古屋市または発行者の損害を賠償するものとします。
- マナカ加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申し出し、当社の承認を得るものとします。
- 当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を、マナカ加盟店の承諾を得ることなく、マナカ加盟店の業務代行者に委託することができるものとします。

第8条(マナカ電子マネー取引)

- マナカ加盟店は、利用者からICカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとします。
- マナカ加盟店は、提示されたICカード等についてマナカ端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該ICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。
- マナカ加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できるICカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社の指定する連絡先に連絡するものとします。
- マナカ電子マネー取引においては、利用者のICカード等からマナカ端末に、商品等の代金額に相当するマナカ電子マネーの移転が完了した時点で、利用者のマナカ加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
- マナカ加盟店は、マナカ電子マネー取引を行うにあたっては、マナカ端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、マナカ端末によるマナカ電子マネーの移転を行うものとします。この時マナカ加盟店は利用者に対し、取引代金およびマナカ電子マネーの残額の確認を求め、その確認を受けるものとします。
- マナカ加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上のICカード等により行うことはできないものとします。なお利用者のICカード等のマナカ電子マネーの残額が取引代金に満たない場合は、当社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとします。
- マナカ加盟店は、システムの保守・メンテナンスの連絡時、システムの変更の保守修理に必要な時間およびその他の費用を得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合においても当社、名古屋市および発行者は責を負わないものとします。
- マナカ加盟店がマナカ電子マネー取引の売上として利用者のICカード等から引取ることができるマナカ電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみとし(ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く)、現金の立て替えおよび過去の売上の精算等を含めることはできないものとします。また、マナカ電子マネー取引の際、マナカ電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこと等もできないものとしま

第8条の2(他社発行電子マネー取引)

- マナカ加盟店は、名古屋市が指定した他者発行電子マネーを使った取引(以下「他社発行電子マネー取引」という)を希望する者(以下「他社発行電子マネー取引者」という)から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行うものとします。
- マナカ加盟店は、他社発行電子マネー取引者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には、他社発行電子マネーに係る他社発行電子マネー取引者向けの約款に従い、電子マネー取引を行うものとします。
- マナカ加盟店は、マナカ加盟店が電子マネー取引が行われた場合において、他社発行電子マネー取引者の情報記録媒体からマナカ端末に対し、商品等の代金に相当する他社発行電子マネーの移転が完了した時点で、他社発行電子マネー取引者のマナカ加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
- マナカ加盟店は、他社発行電子マネー取引につき、当社が別途指定した場合及び本契約に他社発行電子マネーに関する記載がある場合を除き、前条に定めるマナカ電子マネー取引、その他本契約の規定に準じてその取扱いを行うものとします。

第9条(差別的取扱いの禁止・協力義務)

- マナカ加盟店は、本条第2項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー取引より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
- マナカ加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとします。
 - 公序良俗違反の取引
 - 法律上禁止された商品等の提供
 - 有価証券および金券の取扱い
 - その他当社が不適当と判断する取引
- マナカ加盟店は、当社から、利用者やマナカ電子マネー取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとします。
- マナカ加盟店は、利用者から電子マネー取引および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、マナカ加盟店と利用者との間において紛争が生じた場合、または、利用者、関係者等その他の行政機関から本条第2項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、マナカ加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- マナカ加盟店と利用者との間で前項に定めるトラブルが発生した場合は、マナカ加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、マナカ加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。
- 前項に基づく調査により、当社がマナカ加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、マナカ加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

第10条(商品等の引き渡し)

1.マナカ加盟店は、マナカ電子マネー取引を行った場合、利用者が対し、直ちに商品等を受け渡し、または提供するものとし、直ちに商品等の全てを引き渡しまたは提供するこ

とができない場合は、利用者に書面等をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

2.マナカ加盟店は、マナカ電子マネー取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関しあらかじめ書面等により当社に申し出し、当社の承認を得るものとします。

第11条(無効マナカカードの取扱い)

マナカ加盟店は、当社から特定のICカード等を無効とする旨の通知を受けた場合(特定のICカード等を無効とする旨のデータ(以下「ネガデータ」という)をマナカ端末が受信した場合を含む)、当該通知によって無効とされたICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。また、マナカ加盟店は、無効とされたICカード等について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。

第12条(電子的情報の送受信)

- マナカ加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より移転されたマナカ電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社の定める通信手段・手順等によりマナカサーバ(以下「中継サーバ」という)に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとします。
- 前項の通信にかかわる費用は、マナカ加盟店の負担とします。

第13条(電子マネー取引の精算、取束手数料)

- 当社は、マナカ加盟店に対し、本条に定める方法により、マナカ加盟店が、本契約に従って利用者にマナカ電子マネーを利用させることにより取得する電子マネー取引による売上金額相当の精算金を支払うものとします。
- マナカ加盟店は取扱手数料(利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを利用する対価)として、マナカ電子マネーの利用による売上金額を合計した金額に、マナカ加盟店・当社間で合算した手数料率を乗じ、月末末を切越した金額を支払うものとします。
- 当社のマナカ加盟店に対する第1項の支払いは、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として当社に到着した当該電子マネーの利用による売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額(以下「電子マネー取引精算金」という)を、15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌月15日にマナカ加盟店が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特に認めた場合については限りではありません。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日とします。振込みにかかる手数料は、当社の負担とします。
- 当社のマナカ加盟店に対する電子マネー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した所定の会社が立替払いをするものとしま
- マナカ加盟店は、当社から支払通知書が送付された際には、その記載内容を確認するものとし、それと異議がある場合、支払通知書が送付された日から30日以内に当社に申し出るものとします。ただし、支払通知書が送付された日から30日以内に申し出がない場合には、当社はマナカ加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、マナカ加盟店に故意または過失がある場合を除き、マナカ加盟店のマナカ端末から当社へマナカ電子マネーの移転がなされなかった場合で、かつ当社においてマナカ加盟店のネガデータに保存された記録により当該マナカ電子マネーの金額を確認できた場合には、当社はマナカ加盟店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー取引精算金を支払い行うものとします。
- 当社にマナカ加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は第3項により支払う代金から当該代金を差し引けるものとします。また、マナカ加盟店から当社へ第3項により支払う代金以外の請求代金がある場合は、当社は第3項により支払う代金と合わせて支払うことができるものとします。
- 前項の場合、当社がマナカ加盟店に支払通知書を添付している場合には、当社はこの支払通知書に前項記載の取扱いを記載するものとします。

第14条(偽造および変造された電子的情報の取扱い等)

- マナカ加盟店は、マナカ端末へ移転された電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できるICカード等その他ICカード等の有効性が明らかと疑わしいICカード等を提示された場合には、当社の指定した方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従って取扱いを行うものとします。
- マナカ加盟店が前項に違反して行った場合、マナカ加盟店は当社に対し当該取引にかかわる売上金額に対応する電子マネー取引精算金の支払いを請求することができるものとします。
- マナカ加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、当社はマナカ加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合とは、この限りではないものとします。
 - マナカ加盟店または、マナカ加盟店の従業員その他マナカ加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合
 - マナカ加盟店が当該電子的情報の移転を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知っていた場合、またはマナカ加盟店が重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合
 - 紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、当社がマナカ加盟店に対しこれらの状況に関する調査の協力要求をした際には、マナカ加盟店は誠実に協力するものとします。またマナカ加盟店は、当社から指示があった場合もしくはマナカ加盟店が必要と判断した場合には、マナカ加盟店またはマナカ加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第15条(返品等の取扱い)

マナカ加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他の理由により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上金額相当の金員を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、マナカ加盟店は当社に於いて第13条第2項に基づく取扱手数料を支払うものとします。ただし、当社が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、マナカ電子マネーをマナカ端末から当該取引に使用したICカード等に移転することにより払い戻しができるとします。

第16条(電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび留保)

- 次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社はマナカ加盟店に対し、当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、本項(2)に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。
 - (1)マナカ加盟店から当社へ移転されたマナカ電子マネーが正当なものでない時
 - (2)マナカ加盟店が、第12条第1項に基づく移転、送信および受信を行わなかった場合
 - (3)マナカ加盟店が、第8条および第8条の2に違反して電子マネー取引を行った時
 - (4)マナカ加盟店が、第9条第2項(3)に違反して電子マネー取引を行った時
 - (5)マナカ加盟店が、第11条に違反して電子マネー取引を行った時
 - (6)マナカ加盟店が、明らかに不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
 - (7)その他マナカ加盟店が本契約に違反した時
- 2.当社が、マナカ加盟店に対し前項に該当する電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、マナカ加盟店は直ちに当社に指定する方法により当社に対し当該電子マネー取引精算金を返還するものとします。なお、マナカ加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還しない場合には、当社は次回以降の支払いとなるマナカ加盟店に対する電子マネー取引精算金を当該電子マネー取引精算金を差し引くことができるものとします。
- 3.当社が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。
- 4.前項の調査開始より30日を経過後も、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性があると当社が認めた場合には、当社は当該電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なおこの場合においてもマナカ加盟店および当社は調査を続けることができるものとします。
- 5.前項後段の規定により引き続き調査を行った場合、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を支払うものとします。

第17条(差押の場合の処理)

電子マネー取引精算金の差押、滞納処分等があった場合、当社は当該電子マネー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。

第18条(情報の収集および利用等)

- マナカ加盟店およびその代表者または当社にマナカ加盟店の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者(以下、併せて「マナカ加盟店等」という)は、当社が本項(1)に定めるマナカ加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことと同意する。
 - 本契約(本申し込みを含む。以下同様)を含む当社とマナカ加盟店等の間の加盟申し込み審査および加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の①②③④⑤⑥⑦のマナカ加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という)を収集・利用すること。
 - マナカ加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等マナカ加盟店等が加盟申し込み時および変更届付け時に出した事項
 - 加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等のマナカ加盟店等と当社の取引に関する事項
 - マナカ加盟店の電子マネー取引等の取扱い方法
 - 当社が収集したマナカ加盟店等のクレジット利用履歴
 - マナカ加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - 当社が適正かつ適法な方法で収集した登録簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - 電話番号、住居地、官報等において公開している情報
 - 2)以下の目的のために、前号①②③④の加盟店情報を利用すること。ただし、マナカ加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社の指定するお問合せ窓口へ連絡するものとします。)
 - 当社が本契約に基づいて行う業務
 - 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
 - 当社のクレジットカード事業その他当社の事業(当社の定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
 - 本契約に基づいて行う業務を業務代行者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に開示すること。
- マナカ加盟店等は、発行者が行う加盟申し込み審査、加盟後の管理等取引上の判断、および発行者がマナカ電子マネーの利用促進に関わる業務に利用するために、当社が発行者に対して本条第1項(1)①②③(ただし、①のうち代表者の氏名等個人情報を除く)記載の加盟店情報を提供することに同意する。

第19条(加盟店情報の開示、訂正、削除)

1.マナカ加盟店は、当社に対して、当社が保有するマナカ加盟店に関する情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。

- 当社への開示請求：当社お問合せ窓口へ
- 登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社がすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第20条(加盟店情報の取扱いに関する不同意)

当社は、マナカ加盟店が加盟申し込みに必要な事項の提供を希望しない場合、または第18条及び第19条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第18条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第21条(名古屋市による審査等)

- 当社は、当社にマナカ加盟店契約の申込みをした者(以下「申込者」といいます)の加盟店審査を第三者に委託することができます。
- 名古屋市が、マナカ加盟店をマナカ加盟店として取り扱うことを不適当と認め、当社に対して拒否する旨の通知をした場合には、当社は、当社所定の方法でその旨を当該マナカ加盟店へ通知するものとします。この場合には、当該マナカ加盟店は拒否理由の明示を求められることができないものとします。

第22条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

- 当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事實は、承認をしない理由の如何を問わず、第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 当社は、加盟店契約終了後も第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間加盟店情報および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。
- 第23条(マナカ電子マネー取引に関する情報等の機密保持)

1.マナカ加盟店は、本契約に基づいて知り得た電子マネー取引に付帯する情報、マナカ端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(マナ固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の機密に関し漏洩してはならないこと、及び紛失については必要な一切の措置をとるものとします。2.マナカ加盟店は前項の情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関するあらゆる措置をとるものとします。

- マナカ加盟店の責に帰すべき事由により、当社に電子マネー取引に付帯する情報、マナカ端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(マナ固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の機密に関する漏洩事故、紛失事故等による損害が発生した場合には、当社はマナカ加盟店に対してその損害の賠償を請求することができるとします。
- 本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあると認められる場合、マナカ加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が電子マネー取引の停止等の措置を講じることを了承するものとします。
- マナカ加盟店は、本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとしま。なお、マナカ加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
- 本条第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第24条(反社会勢力との取引)

- マナカ加盟店は、マナカ加盟店、役員、従業員、親会社及び子会社等の関連会社(役員・従業員を含む)が、以下に該当しないことを保証するものとします。
 - 暴力団及びその関係員、準構成員
 - 暴力団関係企業及びその役員、従業員
 - 企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人(総会屋等)
 - 社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及び個人
 - その他暴力的な要求行為または法的責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
- マナカ加盟店が前項に定める規定に違反している場合、またはそのおそれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解約することができること、または電子マネー取引の停止、第13条第3項の規定を留保する等本契約の効力を保留することができるものとします。
- マナカ加盟店は、本条第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

第25条(取扱期間)

本契約の有効期間は、1ヵ年とします。ただし、マナカ加盟店または当社が期間満了3ヶ月前までにマナカ加盟店・当社いずれか一方から、相手方に対して書面による別段の意思表示がない場合は、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第26条(解約)

- マナカ加盟店または当社は、本契約の有効期間中、何時でも3ヵ月前までに書面をもって相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 前項の規定に関わらず、当社は、直前1年間に電子マネー取引を行っていないマナカ加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第27条(契約解除)

- 次の各号のいずれかの事由が発生した場合、当社はマナカ加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害をマナカ加盟店は賠償するものとします。
- (1)第4条に反して費用負担を支払わなかった時
- (2)当社に届け出ている内容に偽りの申請があった時及び届出を行わなかった時
- (3)マナカ加盟店が、他のマナカ加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を買取って、または他のマナカ加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払い請求をした時
- (4)マナカ加盟店が、第16条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠った時
- (5)マナカ加盟店が、第23条第1項または第2項に違反した時
- (6)マナカ加盟店または、マナカ加盟店の従業員その他マナカ加盟店の業務を行う者が第3条第9項の規定に違反した時
- (7)マナカ加盟店が、前6号のほか本契約の各条の一に違反した時
- (8)マナカ加盟店が、自ら発行した手形・小切手を不渡りになった時、およびその他支払い停止となった時
- (9)マナカ加盟店が、差押入れ、仮差押入れ、仮処分が不履行または滞り続いた場合、または滞納処分を受けた時または破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けた時またはこれらの申し立てを自らした時、合併により再解散した時
- (10)前2号のほかマナカ加盟店の信用状態に重大な変化が生じた場合と当社が判断した時
- (11)クレジットカード会社等との取引にかかわる変化も含めて、マナカ加盟店が信用販売制度または前払式支払制度を悪用していると当社が判断した時
- (12)マナカ加盟店出の店舗所在地店舗が存在しない時
- (13)マナカ加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した時
- (14)架空の売上債権にかかわる売上金額の支払い請求、その他マナカ加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断した時
- (15)マナカ加盟店は、信用を失墜させる行為を行ったと当社が判断した時
- (16)その他マナカ加盟店が加盟店として不適当と当社または名古屋市が判断した時

第28条(契約終了後の処理)

- 本契約が終了した場合、マナカ加盟店はその後利用者に対して電子マネー取引を行う等、一切のマナカ電子マネーによる取扱いをしてはならないものとします。
- 第2条6または第7条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に継続するものとし、マナカ加盟店および当社は、当該電子マネー取引を本契約に従い取扱うものとします。ただし、マナカ加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
- マナカ加盟店は本契約が終了した場合には、直ちにマナカ加盟店の負担においてすべてのマナカ加盟店の債権と取り替えし、当社がマナカ加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物(販売用具)の一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、マナカ端末については、マナカ加盟店は当社の指示に従い返却するものとします。

第29条(本契約に定めのない事項等)

- マナカ加盟店は、本契約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。
- 本契約の内容は、本契約締結以前にマナカ加盟店契約に関しマナカ加盟店および当社が締結した全ての契約に優先して適用されるものとします。

第30条(準拠法)

マナカ加盟店と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第31条(合意裁判所)

マナカ加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第32条(規約の変更)

当社が本規約の変更内容を通知または公告した後においてマナカ加盟店が利用者に対し電子マネー取引を行った場合には、マナカ加盟店は新しい規約を承認したものとみなすものとします。

別表第1号(第2条)
ICカード等に対する表示

<お問い合わせ先>
トヨタファイナンス株式会社
加盟店デスク
03-5617-2622

manaca